

● 国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員給与規程
(平成18年3月28日 05規程第69号)

改正	平成19年	3月20日	06規程第	32号
改正	平成19年	12月11日	07規程第	28号
改正	平成20年	1月8日	07規程第	29号
改正	平成20年	4月1日	08規程第	1号
改正	平成20年	7月1日	08規程第	27号
改正	平成20年	7月1日	08規程第	32号
改正	平成21年	5月19日	09規程第	2号
改正	平成21年	6月16日	09規程第	10号
改正	平成21年	11月24日	09規程第	27号
改正	平成22年	3月16日	09規程第	32号
改正	平成22年	11月30日	10規程第	13号
改正	平成23年	3月29日	10規程第	70号
改正	平成24年	4月5日	12規程第	2号
改正	平成24年	6月19日	12規程第	14号
改正	平成24年	11月20日	12規程第	31号
改正	平成25年	3月19日	12規程第	87号
改正	平成25年	12月11日	13規程第	16号
改正	平成26年	3月20日	13規程第	36号
改正	平成26年	9月2日	14規程第	23号
改正	平成26年	11月27日	14規程第	38号
改正	平成27年	3月6日	14規程第	49号
改正	平成27年	12月8日	15規程第	25号
改正	平成28年	2月23日	15規程第	36号
改正	平成28年	3月29日	15規程第	118号

目次

第1章	総則 (第1条—第4条)
第2章	本給 (第5条—第7条)
第3章	手当等 (第8条—第28条)
第4章	給与の減額及び不支給 (第29条—第37条)
第5章	雑則 (第38条—第39条)

附則

第1章	総則
(目的)	

第1条 この規程は、国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員就業規則（05規程第74号。以下「就業規則」という。）第34条の規定により、パーマネント職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の支払い）

第2条 この規程に基づく職員の給与は、法令等に定めるところにより、職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもって直接その職員に支給する。

二 いかなる給与も、この規程に基づかずに職員に対し支給しない。

三 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

四 職員が職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給しない。

五 第1項の規定にかかわらず、職員が給与の全部又は一部につきその者の自己の預貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって給与を支給することができる。

（給与の構成等）

第3条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

二 本給は、月額として定める。

三 第1項の諸手当は、職責手当、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、資格手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜労働手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、在勤手当、裁量労働調整額及び一時金とする。

四 国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程（05規程第76号。以下「労働時間規程」という。）第20条第1項に規定する管理監督職員には、第3項に規定する諸手当のうち、超過勤務手当は支給しない。

五 勤務地が本邦外となる職員（以下「在外職員」という。）には、第3項に規定する諸手当のうち、扶養手当、超過勤務手当、深夜労働手当、期末手当、勤勉手当及び在勤手当以外の手当は支給しない。

（給与の支給定日及び支給方法）

第4条 給与（期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び一時金を除く。）の支給定日は、毎月1回、その月の16日とし、その月の月額的全額を支給する。16日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下この条において合わせて「休日」という。）に当たるときは15日、15日も休日に当たるときは16日以後の最も近い休日でない日とする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第25条による非常の場合には、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額半額ずつを支給することができる。

二 前項の支給定日に支給する給与は、当月分の本給、職責手当、扶養手当、地域手

当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当（第14条第5項を適用する場合を除く。）、単身赴任手当、資格手当及び裁量労働調整額並びに前月分の特殊勤務手当、超過勤務手当及び深夜労働手当とする。

三 新たに職員となった者には、その日から当該月の末日までの分の給与を、新たに職員となった日とその月の支給定日より前の日である場合には原則としてその月の支給定日に、新たに職員になった日とその月の支給定日より後の日である場合には当該新たに職員になった日の翌月の支給定日に支給する。

四 昇給、降給等により給与の額に異動が生じた職員には、異動が生じた日から新たに定められた本給を、異動が生じた日以後の最も近い支給定日に支給する。

五 職員が退職したときは、その日までの給与を退職の日以後の最も近い支給定日に支給する。

六 職員が死亡したときは、その月までの給与を死亡の日以後の最も近い支給定日に支給する。

七 第3項から第5項までの規定により給与を支給する場合であって、月若しくは第1項ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日からの分について支給するとき以外のとき又はその期間の末日までの分について支給するとき以外のときは、その本給、職責手当、地域手当、研究員調整手当及び裁量労働調整額は、その期間の日数から労働時間規程第14条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

八 職員が出産、疾病、災害その他の労基法第25条の厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるため給与を請求したときは、その請求の日までの給与を前項に規定する日割計算により支給する。

九 前2項の規定により算出した各手当の日割額に1円未満の端数が生じた場合は、それぞれこれを切り上げたものを各手当の額とする。

第2章 本給

（本給表）

第5条 本給は、次の各号に掲げる本給表のとおりとし、それぞれ当該各号に定める職員に適用するものとする。

1 研究職本給表（別表第1） 研究開発の実施若しくは指導、研究開発に関する知識・経験を要する研究開発の企画若しくは支援又は高度な技術を要するサービス若しくは情報の提供の業務に従事する職員

1の2 研究技術職本給表（別表第2） 研究開発に関して高度な専門的知識又は技能等を有し、当該知識又は技能等を要する業務に従事する職員

2 総合職本給表（別表第3） 前2号に掲げる職員以外の職員

（職務の級及び号給の決定）

第6条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容

は、国立研究開発法人情報通信研究機構初任給、昇格、昇給等基準規程（04規程第52号。以下「昇格・昇給規程」という。）で定める。

二 職員の職務の級は、昇格・昇給規程に定めるところにより決定する。

三 新たに職員となった者の職務の級及び号給は、昇格・昇給規程に定める初任給の基準に従い決定する。

四 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、昇格・昇給規程に定めるところにより決定する。

（昇給）

第7条 職員の昇給は、1月1日に、同日が属する事業年度の前の事業年度（以下「昇給前事業年度」という。）におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

二 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（研究職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの、研究技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び総合職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては3号給）とすることを標準として昇格・昇給規程に定めるところにより決定するものとする。

三 55歳を超える職員の昇給は、昇給前事業年度におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて昇格・昇給規程で定める基準に従い決定するものとする。

四 理事長が特に必要と認める場合においては、前3項の規定にかかわらず、その現に受ける号給より上位の号給に昇給させることができる。

五 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第3章 手当等

（職責手当）

第8条 職責手当は、職務の責任の度合に応じた手当として、職名の区分により別表第3に定める額を支給する。

二 職員が、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなるときは、その月の職責手当は、支給しない。

（扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

二 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

1 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

- 2 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- 3 満60歳以上の父母及び祖父母
- 4 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 5 重度心身障害者（心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度である者）

三 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については、1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）とする。

四 前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この条及び次条において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額とする。

五 在勤手当の支給を受ける在外職員の当該在勤手当のうちに配偶者に係るものがあるときは、配偶者に係る扶養手当は支給しない。

（扶養手当の変更）

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- 1 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- 2 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 3 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- 4 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

二 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においては当該職員が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で前項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支

給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から行うものとする。

三 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で前項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第11条 地域手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第4に掲げる地域に在勤する第5条第2号に規定する総合職本給表の適用を受ける職員に支給する。

二 地域手当の月額、本給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に、別表第4に掲げる在勤地の区分に応じて同表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

三 別表第4に掲げる地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（別表第4に掲げる割合をいう。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（別表第4に掲げる割合をいう。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する地域が別表第4に掲げる地域に該当しないこととなる時は、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（別表第4に掲げる割合をいう。支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の支給割合による。）を本給、職責手当及び扶養手当の日額の合計額に乗じた額を支給する。ただし、当該職員が、当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他細則に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、細則に定めるところによる。

四 国立研究開発法人情報通信研究機構パーマナント職員出向規程（05規程第91

号) 第2条第2項第3号に規定する転籍出向をしていた職員が、当該転籍出向を終了し、職員として採用された場合であって、当該採用の日の前日に在勤していた地域と当該採用の直後に在勤する地域を異にするときは、当該採用をもって前項の「在勤する地域を異にして異動した場合」とみなして前項の規定を適用する。

五 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人(機構を除く。)に使用される者(以下「給与法適用職員等」という。)であった者が、引き続き本規程の適用を受ける職員となった場合であって、人事交流等採用の事情、当該職員となった日の前日における勤務地等を考慮して地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、細則に定めるところにより、地域手当を支給する。

六 本給表の適用を異にする異動をしたこと又は前2項に規定する場合に該当し、採用されたことにより研究職本給表又は研究技術職本給表の適用を受けることとなった職員(第4項に規定する場合に該当し、採用された場合にあっては、当該転籍出向をするために機構を退職した日において総合職本給表の適用を受けていた者に限る。)に支給される次条第2項に規定する研究員調整手当の支給割合が、当該職員が総合職本給表の適用を受ける職員であるものとした場合において、当該職員に支給されることとなる地域手当の支給割合を下回る場合には、第1項の規定にかかわらず当該職員には細則に定めるところにより地域手当を支給する。

(研究員調整手当)

第12条 研究員調整手当は、研究職本給表の適用を受ける職員及び研究技術職本給表の適用を受ける職員に支給する。

二 研究員調整手当の月額、本給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の15を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

1 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。)第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他細則に定める職員を除く。)

2 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他細則に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらの者との権衡上必要があると認められるものとして細則に定

めるもの

二 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

1 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

2 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）
（通勤手当）

第14条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

1 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

2 通勤のため自動車その他の交通の用具で細則に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

3 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

二 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

1 前項第1号に掲げる職員 通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として細則に定める期間（以下「支給単位期間」という。）につき、細則に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運

賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- 2 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額

使用距離が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

- 3 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して細則に定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い

支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

三 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で細則に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして細則に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が細則に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、通勤事情の実態等に照らして、理事長が特に必要であると認めた場合においては、次の各号と異なる取扱いをすることができる。

1 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、細則に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

2 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

四 前項の規定は、給与法適用職員等であった者であって引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者のうち、前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則に定めるものの通勤手当の額の算出について準用する。

五 通勤手当は、支給単位期間（細則に定める通勤手当にあつては、細則に定める期間）に係る最初の月の細則に定める日に支給する。

六 通勤手当を支給される職員につき、退職その他細則に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して細則に定める額を返納させるものとする。

七 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は細則に定める。

（単身赴任手当）

第15条 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転

し、父母の疾病その他の細則に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して細則に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

二 単身赴任手当の月額は、30,000円（細則に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が細則に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて細則に定める額を加算した額）とする。

三 給与法適用職員等であった者から引き続きこの規程の適用を受ける職員として採用され、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して細則に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（資格手当）

第16条 資格手当は、法令等により機構として選任を義務付けられている者として満たすべき資格を有する職員であって、当該職員を選任した場合には、細則に定めるところにより支給する。

（特殊勤務手当）

第17条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて細則に定める特殊勤務手当を支給する。

（超過勤務手当）

第18条 超過勤務手当は、労働時間規程第3条に規定する所定労働時間（同規程第6条第1項に規定するフレックスタイム職員にあっては、同規程第8条に規定する清算期間における総労働時間）を超えて労働した全時間について、労働1時間につき、第20条に規定する労働1時間当たりの給与額（以下単に「労働1時間当たりの給与額」という。）に次の各号に掲げる労働の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）の労働については、深夜割増として更に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

1 労働時間規程第15条第1項又は第16条第1項に規定する時間外労働 100分の125

2 労働時間規程第14条第1項第2号、第3号及び第6号に掲げる日（同規程第17条第1項（同規程同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により休日の振替が行われた場合における当該休日を除き、振り替えられて休日とされた日を含む。）における労働 100分の125

3 労働時間規程第14条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる日（同規程第17条第1項（同規程同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により休日の振替が行われた場合における当該休日を除き、振り替えられて休日とされた日を含む。）における労働 100分の135

二 一の月における前項各号の労働時間（労働時間規程第14条第1項第1号に掲げる日における労働に係る時間を除く。）の合計が60時間を超えるものであるときは、当該超える時間1時間につき、労働1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を前項の規定により支給する額に加算して支給する。

（裁量労働制の適用者の休日労働及び深夜労働に係る超過勤務手当）

第18条の2 裁量労働制の適用者が所定休日（労働時間規程第17条第1項の規定により休日の振替が行われた場合における当該休日を除き、振り替えられて休日とされた日を含む。）に労働した場合は、超過勤務手当として、労働1時間当たりの給与額に前条第2号又は第3号に規定する割合（深夜の労働については、深夜割増として更に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

二 裁量労働制の適用者が所定労働日（労働時間規程第17条第1項の規定により休日の振替が行われた場合における当該休日を含む。）において深夜に労働した場合は、超過勤務手当として、その深夜の時間につき労働1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

（深夜労働手当）

第19条 管理監督職員が深夜に労働した場合は、その全時間について、労働1時間につき、労働1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

（労働1時間当たりの給与額）

第20条 前3条及び第27条の2に規定する労働1時間当たりの給与額は、本給（この規程及び機構の他の規程の規定により本給を減ぜられているときでも、本来受けるべき本給とする。）及び諸手当（労基法第37条第4項の規定により割増賃金の基礎となる賃金に算入しない手当を除く。）の月額合計額に12を乗じ、その額を1年間の所定労働時間で除して得た額とする。

二 前項に規定する1年間の起算日は、4月1日とする。

（端数計算）

第21条 第11条の規定により算定した地域手当の額又は第12条の規定により算定した研究員調整手当の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。他の手当等の算出の基礎額等として使用する場合も同様とする。

二 第18条又は第18条の2の規定により算定した超過勤務手当の額、第19条の規定により算定した深夜労働手当の額並びに第27条の2の規定により算定した裁量労働調整額の額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条まで及び附則第17条第4項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の細則に定める日（次条及び第24条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第31条第7項の規定の適用を受ける職員及び細則に定める職員を除く。）についても、同様とする。

二 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（総合職本給表7級以上である者、研究職本給表5級以上である者又は研究技術職本給表5級以上である者のうち、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、細則に定める者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 1 6か月 100分の100
- 2 5か月以上6か月未満 100分の80
- 3 3か月以上5か月未満 100分の60
- 4 3か月未満 100分の30

三 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第17条第4項において同じ。）において当該職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

四 研究職本給表又は研究技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上で細則に定めるもの及び総合職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上である者については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して細則に定める職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た額（労働時間規程第20条第1項に規定する管理監督職員のうち細則に定める者にあつては、その額に、本給に100分の25を超えない範囲内で細則に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

五 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、細則に定める。

(期末手当の不支給)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 1 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第57条第1号に掲げる懲戒解雇又は第2号に掲げる諭旨退職の処分を受けた職員
- 2 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 3 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
（期末手当の一時差し止め）

第24条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 1 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 2 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

二 理事長は、前項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した処分説明書を交付しなければならない。

三 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他一時差止処分を取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 1 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- 2 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

3 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

四 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

五 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、細則に定める。
(勤勉手当)

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第17条第5項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の勤務期間及び次の各号に掲げる期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の細則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（細則に定める職員を除く。）についても、同様とする。

1 基準日が6月1日 基準日の属する年度の前年度の10月1日から3月31日までの期間

2 基準日が12月1日 基準日の属する年度の4月1日から9月30日までの期間

二 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が職員の勤務期間及び勤務成績の区分に応じて細則に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、それぞれの基準日について、職員の勤勉手当基礎額に職員が基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第17条第5項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の80（特定幹部職員にあっては100分の100）を乗じて得た額の総額を超えることができない。

三 前2項の規定にかかわらず、基準日に在職する職員であって第1項各号に掲げる期間における勤務実績のないものについては、勤勉手当基礎額に、細則で定める割合を乗じて得た額を勤勉手当として支給する。

四 前項の勤勉手当基礎額は、基準日現在において職員が受けるべき本給並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

五 第22条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第25条第3項」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

六 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前2条中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第23条中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第25条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）

）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第25条第1項に規定する細則に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。））」と読み替えるものとする。

（寒冷地手当）

第26条 寒冷地手当は、寒冷及び積雪の度合を考慮して細則に定めるところにより支給する。

（在勤手当）

第26条の2 在勤手当は、本邦外に置かれる事業所に勤務する職員に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の適用を受ける外務公務員の給与を考慮して、細則に定めるところにより支給する。

第27条 削除

（裁量労働調整額）

第27条の2 裁量労働調整額は、裁量労働制の適用者に支給する。この場合において、裁量労働調整額として支給された額に相当する額の超過勤務手当が支給されたものとみなす。

二 裁量労働調整額の月額は、労働1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額の14.5倍に相当する額とする。

三 裁量労働制の適用者が、労働時間規程第11条の3の規定による裁量労働制の適用の一時中断が行われることとなるときは、裁量労働制の適用を受けている期間の日数から労働時間規程第14条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

四 裁量労働制の適用者が、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなるときは、その月の裁量労働調整額は支給しない。

（一時金）

第28条 理事長が特に必要と認める場合は、細則に定めるところにより一時金を支給することができる。

第4章 給与の減額及び不支給

（給与の減額）

第29条 職員が労働しないときは、次の各号に定める期間を除き、その労働しない1時間につき、労働1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 1 就業規則第23条ただし書の規定による組合活動の場合
- 2 労働時間規程第13条又は第23条の規定により職務専念義務が免除された期間
- 3 労働時間規程第20条第2項の規定により労働しない期間
- 4 労働時間規程第24条第1項の規定による年次有給休暇を使用した期間
- 5 労働時間規程第28条第1項の規定による特別休暇が承認された期間（第6号

又は第7号に掲げる休暇については申出に係る期間)。ただし、同項第10号又は第21号に掲げる休暇については次の期間に限る。

ア 第10号に係る暦日2日までの承認された期間

イ 第21号に係る1日単位で承認された期間

6 労働時間規程第29条の規定による病気休暇が承認された期間

二 前項に規定する労働1時間当たりの給与額の算定については、第20条及び第21条第2項の規定を適用する。

三 第1項の規定は、第31条から第37条までの規定により給与を支給しない場合には、適用しない。

(給与の半減)

第30条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のための病気休暇又は国立研究開発法人情報通信研究機構安全衛生管理規程(04規程第11号)第31条第1項の規定に基づく疾病に係る就業禁止の措置により、当該病気休暇又は就業禁止の措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患の場合にあっては、1年)を超えて引き続き労働しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は就業禁止の措置に係る日につき、本給の半額を減ずるものとする。

(休職者の給与)

第31条 職員が業務上の負傷若しくは疾病(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき業務上の災害と認定されたものに限る。)又は通勤による負傷若しくは疾病(同法に基づき通勤による災害と認定されたものに限る。)により、就業規則第42条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

二 職員が結核性疾患にかかり就業規則第42条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、当該職員に本給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

三 職員が前2項に規定するもの以外の心身の故障により就業規則第42条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、当該職員に本給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

四 職員が就業規則第42条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、当該職員に本給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

五 職員が就業規則第42条第1項第3号から第5号までに掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、総務部通知で定めるところにより、当該職員に本給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

六 就業規則第42条第1項の規定により休職にされた職員には、機構の他の規程に

別段の定めがない限り、第2項から前項までに規定する給与を除き、他のいかなる給与も支給しない。

七 第2項、第3項又は第5項に規定する事由に該当して休職にされた職員が、それぞれ当該各項に規定する期間内で第22条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、当該基準日に係る同項に規定する支給日に、それぞれ当該各項に規定する割合による額の期末手当を支給することができる。

八 第23条及び第24条の規定は、前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは「第31条第7項」と読み替えるものとする。

(出勤停止の場合の給与)

第32条 職員が、就業規則第57条第4号に掲げる出勤停止となった場合は、その期間中給与を支給しない。

(専従の場合の給与)

第33条 就業規則第28条ただし書に規定する理事長の許可を受けた職員には、当該許可を受けて労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事する期間中給与を支給しない。

(育児休業期間中の給与)

第34条 国立研究開発法人情報通信研究機構育児休業及び介護休業規程（05規程第80号。以下「育児・介護規程」という。）の規定により育児休業をしている職員には、当該育児休業の期間中給与を支給しない。

二 第22条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（総務部通知で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

三 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

四 育児・介護規程の規定により育児休業をした職員が職務に復帰した場合の給与については、昇格・昇給規程に定めるところによる。

(介護休業期間中の給与)

第35条 育児・介護規程の規定により介護休業をしている職員には、当該介護休業の期間中給与を支給しない。

二 育児・介護規程の規定により介護休業をした職員が職務に復帰した場合の給与については、昇格・昇給規程に定めるところによる。

(労災休暇期間中の給与)

第36条 労働時間規程第28条第1項第21号の規定による特別休暇（以下「労災休暇」という。）が承認された職員には、当該休暇のうち第29条第1項第5号イに係る期間中、給与を支給しない。

(日割りによる給与の支給)

第37条 第31条の休職、第32条の出勤停止、第33条の専従、第34条の育児休業、第35条の介護休業又は前条の労災休暇の期間を含む月に係る給与の支給については、第4条第7項の規定を準用する。

第5章 雑則

(苦情の申立て)

第38条 この規程に基づく給与の決定に関して苦情のある職員は、国立研究開発法人情報通信研究機構苦情処理規程(04規程第100号)第3条に規定する苦情処理機関に申し立てることができる。

(委任)

第39条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(権利義務の承継)

第2条 この規程の施行日の前日において機構の常勤職員であった者が引き続き施行日においてこの規程の適用を受けることとなった場合において、当該職員の当該施行日の前日における権利、義務、処分、期間通算その他これに類するものについては、この規程の規定に反するものを除き、承継する。

(職務の級の切替え)

第3条 この規程の施行日の前日において廃止前の独立行政法人情報通信研究機構職員給与規程(04規程第9号。以下「旧規程」という。)第5条第1項第1号に掲げる研究職本給表又は第2号に掲げる総合職本給表(以下「旧本給表」という。)の適用を受けていた常勤職員であった者であって、引き続き施行日においてこの規程の適用を受ける職員となった者の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じて附則別表第1の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、総務部通知で定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

第4条 前条に規定する職員(次項及び次条に規定する職員を除く。)の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(総務部通知で定める職員にあつては、総務部通知による期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2の新号給欄に定める号給とする。

二 前条後段の規定により新級を決定される職員(次条に規定する職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3の新号給欄に定める号

給とする。

(職務の級における最高の号給を超える本給等の切替え)

第5条 附則第3条に規定する職員のうち施行日の前日において旧本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給を受けていた者の施行日における号給及び本給については、総務部通知で定めるところによる。

(施行日前に異動した者の号給の調整)

第6条 附則第3条に規定する職員のうち施行日前に職務の級を異にして異動した者及び総務部通知で定めるこれに準ずる者の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総務部通知で定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第7条 施行日において施行日の前日から引き続き同じ名称の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給の額が施行日の前日において受けていた本給の額(平成22年改正規程(10規程第13号)の施行の日において、本給月額が減額した職員については、平成18年改正規程(05規程第69号)の施行前日に受けていた本給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員(総務部通知で定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、本給のほか、その差額に相当する額(附則第17条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

二 施行日において施行日の前日から引き続き異なる名称の本給表の適用を受ける職員について、前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、総務部通知で定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

三 施行日以降に新たに職員となった者について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、総務部通知で定めるところにより、前2項の規定に準じて本給を支給する。

(平成22年3月31日までの間における規程の適用に関する特例)

第8条 平成22年3月31日までの間におけるこの規程の規定の適用については、第7条第2項及び第3項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、同条第3項中「2号給」とあるのは「1号給」とする。

(地域手当に関する経過措置)

第9条 この規程の施行の際現に旧規程第12条第3項の規定による調整手当(以下この条及び次条において「調整手当異動補償」という。)の支給を受けている職員(この規程の施行により新たに研究員調整手当の支給を受けることとなる職員を除く。)に対する地域手当の支給については、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該調整手当異動補償に係る異動の日から3年を経過するまでの間(第

1 1 条第 1 項に規定する地域手当の支給割合が調整手当異動補償に係る調整手当の支給割合以上となる場合には、この限りでない。) 、当該調整手当異動補償に係る支給割合を地域手当の支給割合として支給する。

二 施行日の前日において旧規程第 1 2 条第 1 項の規定による調整手当の支給を受けていた職員が施行日にその在勤する勤務場所を異にして異動した場合において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に支給を受けていた調整手当の支給割合に達しないこととなるとき又は当該異動の直後に在勤する地域が第 1 1 条第 1 項で定める地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当該異動の日から 3 年を経過するまでの間 (第 1 1 条第 1 項に規定する地域手当の支給割合が調整手当異動補償に係る調整手当の支給割合以上となる場合には、この限りでない。) 、当該異動の日の前日に支給を受けていた調整手当の支給割合を地域手当の支給割合として支給する。ただし、当該職員が、当該異動の日から 3 年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定めるところによる。

(研究員調整手当に関する経過措置)

第 1 0 条 この規程の施行の際現に調整手当異動補償の支給を受けている職員が、この規程の施行により新たに研究員調整手当の支給を受けることとなる場合において、当該調整手当異動補償に係る調整手当の支給割合が第 1 2 条第 2 項に規定する研究員調整手当の支給割合を上回ることとなるときは、当該職員には、第 1 2 条第 2 項の規定にかかわらず、当該異動の日から 3 年を経過するまでの間において当該調整手当異動補償に係る調整手当の支給割合が第 1 2 条第 2 項に規定する研究員調整手当の支給割合を上回る間、当該調整手当異動補償に係る支給割合を研究員調整手当の支給割合として支給する。

二 施行日の前日において旧規程第 1 2 条第 1 項の規定による調整手当の支給を受けていた職員が施行日に新たに研究員調整手当の支給を受けることとなる場合において、当該異動の日の前日に支給を受けていた調整手当の支給割合が第 1 2 条第 2 項に規定する研究員調整手当の支給割合を上回ることとなったときは、当該職員には、第 1 2 条第 2 項の規定にかかわらず、当該異動の日から 3 年を経過するまでの間において当該異動の日の前日に支給を受けていた調整手当の支給割合が第 1 2 条第 2 項に規定する研究員調整手当の支給割合を上回る間、当該旧調整手当異動補償に係る調整手当の支給割合を研究員調整手当の支給割合として支給する。

(超過勤務手当に関する経過措置)

第 1 1 条 次の表の職員の区分欄に掲げる職員に対する超過勤務手当の支給については、第 1 8 条の規定にかかわらず、当該区分に応じ、経過措置期間欄に掲げる期間に支給する給与において、同表の金額欄に掲げる額の超過勤務手当の前払いを行うものとする。ただし、休暇、休業その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって労働しないこととなる場合は、その月の超過勤務手当の前払

いは行わない。

職員の区分	経過措置期間	金額欄
研究マネージャー又は主任研究員である職員	平成20年3月まで	第18条第1号に掲げる時間外労働15時間分に相当する超過勤務手当の額
研究員である職員	平成20年3月まで	第18条第1号に掲げる時間外労働10時間分に相当する超過勤務手当の額

二 前項に規定する超過勤務手当の前払いについては、当該前払いを行った月の時間外労働及び休日労働の時間数が当該前払いを行った時間数を上回る又は下回ることが明確となったときは、その上回る又は下回る時間数に対応する額を翌月において精算するものとする。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

第12条 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第22条第2項及び第25条第2項の規定の適用については、第22条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第25条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第13条 平成21年改正規程(09規程第27号)の施行の日において、本給月額が減額した職員に、平成21年12月に支給する期末手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の147.8」と「100分の130」とあるのは「100分の122.8」とする。

(平成21年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第14条 平成21年12月に支給する勤勉手当に関する第25条第2項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の95」とする。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第15条 平成22年12月に支給する期末手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と「100分の117.5」とあるのは「100分の115」とする。

二 前項の規定にかかわらず、平成22年改正規程(10規程第13号)の施行の日において、本給月額が減額した職員に、平成22年12月に支給する期末手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の137.5」とあるのは「100分の132.4」と「100分の117.5」とあるのは「100分の112.4」とする。

(平成22年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第16条 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第25条第2項の規定の適

用については、同項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と「100分の87.5」とあるのは「100分の85」する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第16条の2 職員のうち、平成24年改正規程(12規程第2号)の適用日の前日から引き続き在職する者(その者に適用される別表第1(研究職本給表)又は別表第2(総合職本給表)の号給に定める額が同改正規程の施行に伴い改正された者に限る。)に対する平成24年6月に支給する期末手当に関する第22条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の116.5」と「100分の102.5」とあるのは「100分の96.5」とする。

(給与規程の特例)

第16条の3 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、職員に対する本給(附則第7条の規定による本給を含み、当該職員が第30条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた本給(附則第7条の規定による本給を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
研究職本給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
総合職本給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77

二 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 1 職責手当 当該職員の職責手当の月額に100分の10(職責手当の月額が別表第3に規定する職責区分(以下単に「職責区分」という。)Ⅶ種の額である場合にあっては当該職員の支給減額率)を乗じて得た額
- 2 地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額

率を乗じて得た額及び当該職員の職責手当に対する地域手当の月額に100分の10（職責手当の月額が職責区分Ⅶ種の額である場合にあっては当該職員の支給減額率）を乗じて得た額

3 研究員調整手当 当該職員の本給月額に対する研究員調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職責手当に対する地域手当の月額に、100分の10（職責手当の月額が職責区分Ⅶ種の額である場合にあっては当該職員の支給減額率）を乗じて得た額

4 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

5 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

6 第31条第2項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第31条第2項又は第3項 前項及び第2号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

イ 第31条第4項 前項及び第2号から第4号までに定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ウ 第31条第5項 前項及び第2号から第4号までに定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第31条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

三 特例期間においては、第18条から第19条及び第27条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当並びに職責手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を1年間の所定労働時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

四 特例期間においては、附則第17条の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号から第6号まで及び第3項の規定の適用については、第1項中「本給月額に」とあるのは「本給月額から附則第17条第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から附則第17条第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「本給月額に対する研究員調整手当の月額」とあるのは「本給月額に対する研究員調整手当の月額から附則第17条第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則第17条第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則第17条第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号ア及びイ中「前項及び第2号か

ら第4号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び第2号から第4号」と、同号ウ中「前項及び第2号から第4号まで」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び第2号から第4号まで」と、同号エ中「第4号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた第4号」と、第3項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則第18条の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(55歳以上の職員に対する特例措置)

第17条 平成30年3月31日までの間、職員（その職務の級が総合職本給表6級以上である者、研究職本給表5級以上である者又は研究技術職本給表5級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 1 本給月額 当該特定職員の本給月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額に達しない場合（以下この条から附則第19条までにおいて「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この条及び次条において「本給月額減額基礎額」という。））
- 2 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- 3 研究員調整手当 当該特定職員の本給月額に対する研究員調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額）
- 4 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額及び研究員調整手当の月額の合計額（第22条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する細則に定める職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た額（同項に規定する管理監督職員のうち細則に定める者にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で細則に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第22条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては

、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当の月額及び研究員調整手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する細則に定める職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た額（同項に規定する管理監督職員のうち細則に定める者にあつては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で細則に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

- 5 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額及び研究員調整手当の月額の合計額（第25条第5項において準用する第22条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する細則に定める職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た額（同項に規定する管理監督職員のうち細則に定める者にあつては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で細則に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第19条において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の合計額（同条第5項において準用する第22条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する細則に定める職員の区分に応じて定める割合を乗じて得た額（同項に規定する管理監督職員のうち細則に定める者にあつては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で細則に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第19条において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）
- 6 第31条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第31条第1項 前各号に定める額
- イ 第31条第2項又は第3項 第1項から第4項までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ウ 第31条第4項 第1項から第3項までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第31条第5項 第1項から第4項までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- オ 第31条第7項 第4項に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条

第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

第18条 前条の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第18条から第19条及び第27条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1年間の所定労働時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に1年間の所定労働時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

第19条 附則第17条の規定が適用される間、第25条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、附則第17条の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2（特定幹部職員にあっては、100分の1.5）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成19年3月20日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月11日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年12月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（勤勉手当の総額に関する特例）

第2条 平成19年6月1日を基準日とする勤勉手当の総額についての第25条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の92.5」とする。

二 平成19年12月1日を基準日とする勤勉手当の総額についての第25条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規程の規定を適用する場合においては、改正前のこの規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成20年1月8日）

この規程は、平成20年1月8日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月1日）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月1日）

この規程は、平成20年7月4日から施行する。

附 則（平成21年5月19日）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

第2条 この規程による改正後の第25条第1項及び第3項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

（勤勉手当に関する特例）

第3条 平成21年6月1日を基準日とする勤勉手当についての第25条第1項第1号の規定の適用については、同項中「基準日の属する年度の前年度の10月1日から3月31日までの期間」とあるのは、「基準日の属する年度の前年度の期間」とする。

附 則（平成21年6月16日）

この規程は、平成21年6月16日から施行し、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当について適用する。

附 則（平成21年11月24日）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月16日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（出向手当に関する経過措置）

第2条 この規程の施行の際現に出向手当の支給を受けている職員が、この規程の施行により新たに第8条第1項に規定する職責手当の支給を受けることとなる場合において、当該職責手当の支給額が当該出向手当の支給額に達しないこととなるときは、当該職員に支給する職責手当の額は、第8条第1項の規定にかかわらず、当該出向が終了するまでの間において、当該出向手当の支給額に相当する額とする。ただし、当該相当する額が、別表第3に規定する職責区分I種の額を超えるときは、当該職責区分I種の額とする。

附 則（平成22年11月30日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第22条第2項、第25条第2項及び附則第4条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

第2条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の附則第17条の規定の適用については、同条中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年改正規程（10規程第13号）施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とす

る。

(平成22年12月に支給する勤勉手当に関する読替え)

第3条 平成22年12月に支給する勤勉手当の改正後の附則第19条の規定の適用については、同条中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

(平成23年4月1日における号給の調整)

第4条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において附則第8条の規定により昇給した職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則 (平成23年3月29日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月5日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

(平成24年4月1日における号給の調整)

第2条 平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、次の各号に掲げる職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(第4号に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

- 1 平成24年4月1日(以下「調整日」という。)において30歳以上36歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日のいずれかの昇給において附則第8条の規定の適用を受けた職員
- 2 調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日のいずれかのみ昇給において附則第8条の規定の適用を受けた職員
- 3 調整日において30歳に満たない職員でその者の属する職務の級における最高号給の1号給下位の号給を受ける職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日の2以上の昇給において附則第8条の規定の適用を受けた職員
- 4 調整日において30歳に満たない職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日の2以上の昇給において附則第8項の規定の適用を受けた職員(前号に掲げる職員を除く。)

二 前項に掲げる職員その他、本規程の適用を受ける職員であって、人事交流等採用の事情を考慮して、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員については、予め理事長の承認を得て号給の調整を行うことができる。

附 則（平成24年6月19日）

この規程は、平成24年6月19日から施行し、同年6月1日から適用する。

附 則（平成24年11月20日）

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年4月1日における号給の調整）

第2条 平成25年4月1日において39歳に満たない職員のうち、次の各号に掲げる職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 1 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日のいずれか2以上の昇給において附則第8条の規定の適用を受けた職員
- 2 調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日のいずれかの昇給において附則第8条の規定の適用を受けた職員

二 前項に掲げる職員その他、本規程の適用を受ける職員であって、人事交流等採用の事情を考慮して、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員については、予め理事長の承認を得て号給の調整を行うことができる。

附 則（平成25年12月11日）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年4月1日における号給の調整）

第2条 平成26年4月1日において45歳に満たない職員のうち、次の各号に掲げる職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 1 平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において38歳に満たない職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれの昇給においても附則第8条の規定の適用を受けた職員
- 2 調整日において38歳以上40歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日のいずれか2以上の昇給において附則第8条の規定の適用を受けた職員
- 3 調整日において40歳以上45歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日のいずれかの昇給において附則第8条の規定の適用を受けた職員

二 前項に掲げる職員その他、本規程の適用を受ける職員であつて、人事交流等採用の事情を考慮して、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員については、予め理事長の承認を得て号給の調整を行うことができる。

附 則（平成26年9月2日）

この規程は、平成26年9月16日から施行する。

附 則（平成26年11月27日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の別表第1、別表第2及び第14条第2項第2号の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例）

第2条 平成27年3月31日までの間における第7条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

附 則（平成27年3月6日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

第2条 この規程の施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第17条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

二 この規程の施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めるときは、当該職員には前項の規定に準じて本給を支給することができる。

三 この規程の施行日以降に新たに職員となった者について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めるときは、当該職員には前2項の規定に準じて本給を支給することができる。

附 則（平成27年12月8日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（本給表の適用の変更に伴う職員の職務の級等の切替え）

第2条 この規程の施行の日（以下「切替日」という。）の前日において研究職本給表の適用を受けていた職員のうち、切替日において研究技術職本給表の適用を受けることとなる職員（以下「切替職員」という。）の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた研究職本給表の職務の級の数と同一の数の職務の級

とする。

二 前項の規定により職務の級を決定された職員の切替日における号給は、切替日の前日に受けていた研究職本給表の本給月額と同じ額の号給とする。

(本給表の適用変更に伴う経過措置)

第3条 切替職員が、切替日の前日において附則（平成27年3月6日）第2条の規定による本給の支給を受ける職員である場合には、同条第1項の規定に準じて本給を支給する。

附 則（平成28年2月23日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の第15条の規定を除き、平成27年4月1日から適用する。

(地域手当の経過措置)

第2条 第11条第1項の「別表第4」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「附則別表第1」とする。

二 第11条第6項の「研究職本給表又は研究技術職本給表」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「研究職本給表」とする。

(研究員調整手当の経過措置)

第3条 第12条第1項の「研究職本給表の適用を受ける職員及び研究技術職本給表の適用を受ける職員」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「研究職本給表の適用を受ける職員」とする。

二 第12条第2項の「100分の15」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「100分の13」とする。

(勤勉手当の経過措置)

第4条 第25条の第2項の「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては100分の105）」とする。

二 附則第19条の「100分の1.2（特定幹部職員にあっては、100分の1.5）」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては「6月に支給する場合においては100分の1.125（特定幹部職員にあっては、100分の1.425）、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部職員にあっては100分の1.575）」と、「100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員においては100分の105を乗じて得た額）」とする。

附 則（平成28年3月29日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 研究職本給表(第5条関係)

職務の級 号給	1級 本給月額(円)	2級 本給月額(円)	3級 本給月額(円)	4級 本給月額(円)	5級 本給月額(円)	6級 本給月額(円)
1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100	522,100
2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000	525,200
3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800	528,300
4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600	531,400
5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900	534,500
6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600	536,900
7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300	539,300
8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000	541,700
9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600	544,100
10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200	545,800
11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900	547,700
12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700	549,600
13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300	551,300
14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000	552,600
15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800	553,800
16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500	554,800
17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000	555,900
18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600	556,600
19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100	557,200
20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700	557,800
21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200	558,500
22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800	
23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400	
24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900	
25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100	
26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400	
27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900	
28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400	
29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900	
30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400	
31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900	
32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400	
33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700	
34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500	
36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000	
37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400	
38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900	
39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300	
40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800	
41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100	
42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300	
43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500	
44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700	
45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400	
46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900	
47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500	
48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000	
49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700	
50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100	
51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500	
52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000	
53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100	
54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300	
55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500	
56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700	
57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600	
58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600	
59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600	
60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600	
61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700	
62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600	
63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300	
64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000	
65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800	
66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600	
67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400	
68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200	
69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700	
71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500	
72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300	
73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000	
74	260,200	317,400	387,400			
75	261,600	318,500	388,000			
76	262,900	319,600	388,700			
77	264,000	320,700	389,400			
78	265,200	321,700	390,000			
79	266,500	322,600	390,600			
80	267,700	323,500	391,200			
81	269,100	324,600	391,800			
82	270,400	325,400	392,400			
83	271,700	326,100	393,000			
84	272,900	326,900	393,600			
85	274,100	327,400	394,100			
86	275,200	327,900	394,600			
87	276,500	328,400	395,100			
88	277,700	328,900	395,800			
89	278,700	329,200	396,200			
90	279,900	329,700				
91	281,100	330,200				
92	282,300	330,700				
93	283,300	331,000				
94	284,300	331,400				
95	285,300	331,900				
96	286,300	332,400				
97	286,900	332,900				
98	287,800	333,400				
99	288,500	333,900				
100	289,400	334,400				
101	290,300	334,900				
102	291,000	335,400				
103	291,700	335,900				
104	292,400	336,400				

職務の級 号給	1級 本給月額(円)	2級 本給月額(円)	3級 本給月額(円)	4級 本給月額(円)	5級 本給月額(円)	6級 本給月額(円)
105	293,100	336,900				
106	293,600	337,300				
107	294,100	337,800				
108	294,600	338,200				
109	294,800	338,700				
110	295,200	339,100				
111	295,500	339,600				
112	295,800	340,000				
113	296,100	340,500				
114	296,400	340,900				
115	296,700	341,400				
116	297,000	341,800				
117	297,300	342,300				
118	297,700	342,700				
119	298,000	343,100				
120	298,400	343,500				
121	298,700	343,900				

別表第1 研究技術職本給表(第5条関係)

職務の級 号給	1級 本給月額(円)	2級 本給月額(円)	3級 本給月額(円)	4級 本給月額(円)	5級 本給月額(円)	6級 本給月額(円)
1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100	522,100
2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000	525,200
3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800	528,300
4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600	531,400
5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900	534,500
6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600	536,900
7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300	539,300
8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000	541,700
9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600	544,100
10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200	545,800
11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900	547,700
12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700	549,600
13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300	551,300
14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000	552,600
15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800	553,800
16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500	554,800
17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000	555,900
18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600	556,600
19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100	557,200
20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700	557,800
21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200	558,500
22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800	
23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400	
24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900	
25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100	
26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400	
27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900	
28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400	
29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900	
30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400	
31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900	
32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400	
33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700	
34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500	
36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000	
37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400	
38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900	
39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300	
40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800	
41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100	
42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300	
43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500	
44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700	
45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400	
46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900	
47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500	
48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000	
49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700	
50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100	
51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500	
52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000	
53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100	
54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300	
55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500	
56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700	
57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600	
58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600	
59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600	
60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600	
61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700	
62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600	
63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300	
64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000	
65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800	
66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600	
67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400	
68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200	
69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900	

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700	
71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500	
72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300	
73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000	
74	260,200	317,400	387,400			
75	261,600	318,500	388,000			
76	262,900	319,600	388,700			
77	264,000	320,700	389,400			
78	265,200	321,700	390,000			
79	266,500	322,600	390,600			
80	267,700	323,500	391,200			
81	269,100	324,600	391,800			
82	270,400	325,400	392,400			
83	271,700	326,100	393,000			
84	272,900	326,900	393,600			
85	274,100	327,400	394,100			
86	275,200	327,900	394,600			
87	276,500	328,400	395,100			
88	277,700	328,900	395,800			
89	278,700	329,200	396,200			
90	279,900	329,700				
91	281,100	330,200				
92	282,300	330,700				
93	283,300	331,000				
94	284,300	331,400				
95	285,300	331,900				
96	286,300	332,400				
97	286,900	332,900				
98	287,800	333,400				
99	288,500	333,900				
100	289,400	334,400				
101	290,300	334,900				
102	291,000	335,400				
103	291,700	335,900				
104	292,400	336,400				

職務の級 号給	1級 本給月額(円)	2級 本給月額(円)	3級 本給月額(円)	4級 本給月額(円)	5級 本給月額(円)	6級 本給月額(円)
105	293,100	336,900				
106	293,600	337,300				
107	294,100	337,800				
108	294,600	338,200				
109	294,800	338,700				
110	295,200	339,100				
111	295,500	339,600				
112	295,800	340,000				
113	296,100	340,500				
114	296,400	340,900				
115	296,700	341,400				
116	297,000	341,800				
117	297,300	342,300				
118	297,700	342,700				
119	298,000	343,100				
120	298,400	343,500				
121	298,700	343,900				

別表第2 総合職本給表(第5条関係)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800	
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400	
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200	
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800	
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300	
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400		
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800		

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100		
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400		
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800			
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200			
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900			
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400			
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800			
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200			
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600			
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000			
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400			
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800			
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100			
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400			
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800			
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100			
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400			
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700			
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900				
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200				
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500				
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800				
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100				
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400				
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700				
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900				
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200				
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500				
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800				
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000				
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300				
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600				
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800				
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000				
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300				
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600				
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800				
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000				
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300				
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600				
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800				
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000				
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100					
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400					

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)	本給月額(円)
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600					
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800					
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100					
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400					
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600					
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800					
94		293,600	341,400							
95		294,000	341,900							
96		294,400	342,300							
97		294,600	342,400							
98		294,900	342,900							
99		295,300	343,300							
100		295,700	343,600							
101		295,900	343,900							
102		296,200	344,300							
103		296,600	344,700							
104		296,900	345,100							
105		297,100	345,600							
106		297,400	346,000							
107		297,800	346,400							
108		298,100	346,800							
109		298,300	347,300							
110		298,700	347,700							
111		299,100	348,000							
112		299,400	348,300							
113		299,500	348,800							
114		299,800								
115		300,100								
116		300,500								
117		300,700								
118		300,900								
119		301,200								
120		301,500								
121		301,900								
122		302,100								
123		302,400								
124		302,700								
125		303,000								

別表第3 職責手当（第8条関係）

役職名	職責区分																					
	特級研究員	主席研究員	執行役／推進本部長	部長／ユニット長／副推進本部長	研究所長／総合研究センター長／部門長	副研究所長／副総合研究センター長	主管研究員／主管エキスパート	研究開発推進センター長	副研究センター長／副研究開発推進センター長	副ユニット長／副部門長／オフィス長	統括／研究統括	室長／センター長／ラボ長	連携センター長／事務局長	上席研究員／上席研究技術員	上席エキスパート	シニアマネージャー	技術センター長／副室長	総括プランニングマネージャー	プランニングマネージャー	総括研究技術員	マネージャー／研究マネージャー	グループリーダー
300,000円 <0-1種>	○																					
200,000円 <0-2種>	○																					
139,000円 <Ⅰ種>		○	○																			
130,000円 <Ⅱ種>			○	○																		
120,000円 <Ⅲ種>						○	○															
110,000円 <Ⅳ種>								○	○													
100,000円 <Ⅴ種>													○	○	○							
90,000円 <Ⅵ種>																		○	○			
30,000円 <Ⅶ種>																				○	○	

別表第4 地域手当(第11条関係)

都道府県	在勤地	支給割合
宮城県	仙台市	100分の6
茨城県	つくば市	100分の16
	ひたちなか市	100分の6
	鹿嶋市	100分の3
東京都	特別区	100分の20
	小金井市	100分の15
神奈川県	横須賀市	100分の10
京都府	相楽郡精華町	100分の6
大阪府	大阪市	100分の16
	吹田市	100分の12
兵庫県	神戸市	100分の12

備考: この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第3条関係）

本給表	旧級	新級	
研究職本給表	5級	5級	
		6級	
総合職本給表	1級	1級	
	2級		
	3級	2級	
	4級	3級	
	5級		
	6級	4級	
	7級	5級	
	8級	6級	
	9級	7級	
	10級	8級	
	11級	11級	9級
			10級

附則別表第2 新号給（附則第4条関係）

研究職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2
	6月以上9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	13	5
	3月以上6月未満	18	18	14	6
	6月以上9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9

7	3月未満	21	21	17	9
	3月以上6月未満	22	22	18	10
	6月以上9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	21	13
	3月以上6月未満	26	26	22	14
	6月以上9月未満	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
9	3月未満	29	29	25	17
	3月以上6月未満	30	30	26	18
	6月以上9月未満	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
10	3月未満	33	33	29	21
	3月以上6月未満	34	34	30	22
	6月以上9月未満	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25
11	3月未満	37	37	33	25
	3月以上6月未満	38	38	34	26
	6月以上9月未満	39	39	35	27
	9月以上12月未満	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
12	3月未満	41	41	37	29
	3月以上6月未満	42	42	38	30
	6月以上9月未満	43	43	39	31
	9月以上12月未満	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	3月未満	45	45	41	33
	3月以上6月未満	46	46	42	34
	6月以上9月未満	47	47	43	35
	9月以上12月未満	48	48	44	36

	1 2 月以上	49	49	45	37
14	3 月未満	49	49	45	37
	3 月以上 6 月未満	50	50	46	38
	6 月以上 9 月未満	51	51	47	39
	9 月以上 1 2 月未満	52	52	48	40
	1 2 月以上	53	53	49	41
15	3 月未満	53	53	49	41
	3 月以上 6 月未満	54	54	50	42
	6 月以上 9 月未満	55	55	51	43
	9 月以上 1 2 月未満	56	56	52	44
	1 2 月以上	57	57	53	45
16	3 月未満	57	57	53	45
	3 月以上 6 月未満	58	58	54	46
	6 月以上 9 月未満	59	59	55	47
	9 月以上 1 2 月未満	60	60	56	48
	1 2 月以上	61	61	57	49
17	3 月未満	61	61	57	49
	3 月以上 6 月未満	62	62	58	50
	6 月以上 9 月未満	63	63	59	51
	9 月以上 1 2 月未満	64	64	60	52
	1 2 月以上	65	65	61	53
18	3 月未満	65	65	61	53
	3 月以上 6 月未満	66	66	62	54
	6 月以上 9 月未満	67	67	63	55
	9 月以上 1 2 月未満	68	68	64	56
	1 2 月以上	69	69	65	57
19	3 月未満	69	69	65	57
	3 月以上 6 月未満	70	70	66	58
	6 月以上 9 月未満	71	71	67	59
	9 月以上 1 2 月未満	72	72	68	60
	1 2 月以上	73	73	69	61
20	3 月未満	73	73	69	61
	3 月以上 6 月未満	74	74	70	62
	6 月以上 9 月未満	75	75	71	63
	9 月以上 1 2 月未満	76	76	72	64

	1 2 月以上	77	77	73	65
21	3 月未満	77	77	73	65
	3 月以上 6 月未満	78	78	74	66
	6 月以上 9 月未満	79	79	75	67
	9 月以上 1 2 月未満	80	80	76	68
	1 2 月以上	81	81	77	69
22	3 月未満	81	81	77	69
	3 月以上 6 月未満	82	82	78	70
	6 月以上 9 月未満	83	83	79	71
	9 月以上 1 2 月未満	84	84	80	72
	1 2 月以上	85	85	81	73
23	3 月未満	85	85	81	73
	3 月以上 6 月未満	86	86	82	73
	6 月以上 9 月未満	87	87	83	73
	9 月以上 1 2 月未満	88	88	84	73
	1 2 月以上	89	89	85	73
24	3 月未満	89	89	85	
	3 月以上 6 月未満	90	90	86	
	6 月以上 9 月未満	91	91	87	
	9 月以上 1 2 月未満	92	92	88	
	1 2 月以上	93	93	89	
25	3 月未満	93	93	89	
	3 月以上 6 月未満	94	94	89	
	6 月以上 9 月未満	95	95	89	
	9 月以上 1 2 月未満	96	96	89	
	1 2 月以上	97	97	89	
26	3 月未満	97	97		
	3 月以上 6 月未満	98	98		
	6 月以上 9 月未満	99	99		
	9 月以上 1 2 月未満	100	100		
	1 2 月以上	101	101		
27	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上 1 2 月未満	104	104		

	1 2 月以上	105	105		
28	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	106		
	6 月以上 9 月未満	107	107		
	9 月以上 1 2 月未満	108	108		
	1 2 月以上	109	109		
29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上 1 2 月未満	112	112		
	1 2 月以上	113	113		
30	3 月未満	113			
	3 月以上 6 月未満	114			
	6 月以上 9 月未満	115			
	9 月以上 1 2 月未満	116			
	1 2 月以上	117			
31	3 月未満	117			
	3 月以上 6 月未満	118			
	6 月以上 9 月未満	119			
	9 月以上 1 2 月未満	120			
	1 2 月以上	121			
32	3 月未満	121			
	3 月以上 6 月未満	121			
	6 月以上 9 月未満	121			
	9 月以上 1 2 月未満	121			
	1 2 月以上	121			

総合職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1

7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29

14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		

21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						

28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

附則別表第3 新号給（附則第4条関係）

旧級が研究職本給表の5級である職員の新号給

旧号給	新級	5級	6級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1

6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1

18	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
20	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	2
	6月以上9月未満	55	3
	9月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5
21	3月未満	57	5
	3月以上6月未満	58	6
	6月以上9月未満	59	7
	9月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9
22	3月未満	61	9
	3月以上6月未満	62	9
	6月以上9月未満	63	10
	9月以上12月未満	64	10
	12月以上	65	11
23	3月未満	65	11
	3月以上6月未満	66	11
	6月以上9月未満	67	12
	9月以上12月未満	68	12
	12月以上	69	13

総合職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新級	9 級	1 0 級
	経過期間		
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1	1
	1 2 月以上	1	1

6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附則別表第1 地域手当(附則第2条関係)

都道府県	在勤地	支給割合
宮城県	仙台市	100分の6
茨城県	つくば市	100分の15
	ひたちなか市	100分の6
	鹿嶋市	100分の2
東京都	特別区	100分の18.5
	小金井市	100分の13
神奈川県	横須賀市	100分の10
京都府	相楽郡精華町	100分の5
大阪府	大阪市	100分の15.5
	吹田市	100分の12
兵庫県	神戸市	100分の10.5

備考：この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。